送りつけ商法
点検商法
通販トラブル
・・・

次々販売
架空請求
訪問購入
・・・

「自分は関係ない」と
つい考えがちな悪質商法。
最近はより巧妙に、
悪質になっています。

勇気を出して相談することが
新たな被害者を増やさないことにも
つながります！

最近同じような相談が
多いですよ！

そうなんですね。
私も注意しなきゃなぁ。

嘘を告げたり事実を隠したりする
事業者の行為は、東京都消費生活条例
で禁止されています。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください

東京都消費生活総合センター

消費生活相談窓口

☎03-3235-1155

【受付時間】月曜～土曜・午前９時～午後５時
（日曜・祝日・年末年始はお休みです。）

アクセス

〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1-1　セントラルプラザ 16 階

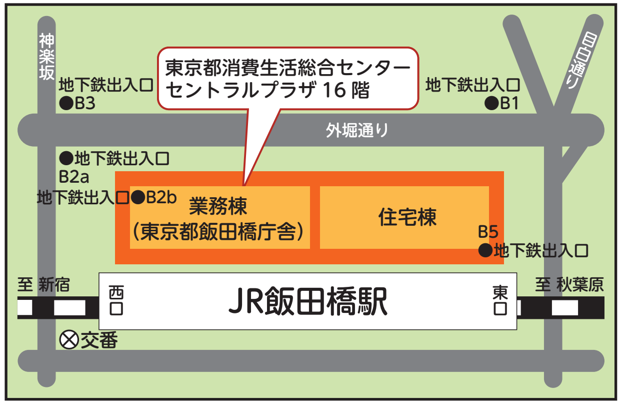

東京くらしWEB　検索

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります

☎188（局番なし）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

高齢者と高齢者を見守る皆様へ
東京都からのお知らせ

悪質商法が狙っています!!

怪しいなと思ったら…裏面へ

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155

消費者ホットライン
お近くの消費生活相談窓口につながります

188（局番なし）

こちらのシールをはがして使ってください。
冷蔵庫など目立つ場所に貼っておきましょう！

こんな言葉に要注意！

- ●今だけ！
- ●あなただけ！
- ●絶対もうかる！

困ったときは…
おかしいと思ったら…

お近くの消費生活センターにすぐ相談！

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155

消費者ホットライン

188（局番なし）

悪質商法の手口を漫画でご紹介！

高額請求に気を付けて

POINT

- 作業当日に高額請求された場合は、その場では支払わず、消費生活センターに相談しましょう。
- 支払ってしまった後でも、広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフできる可能性があります。

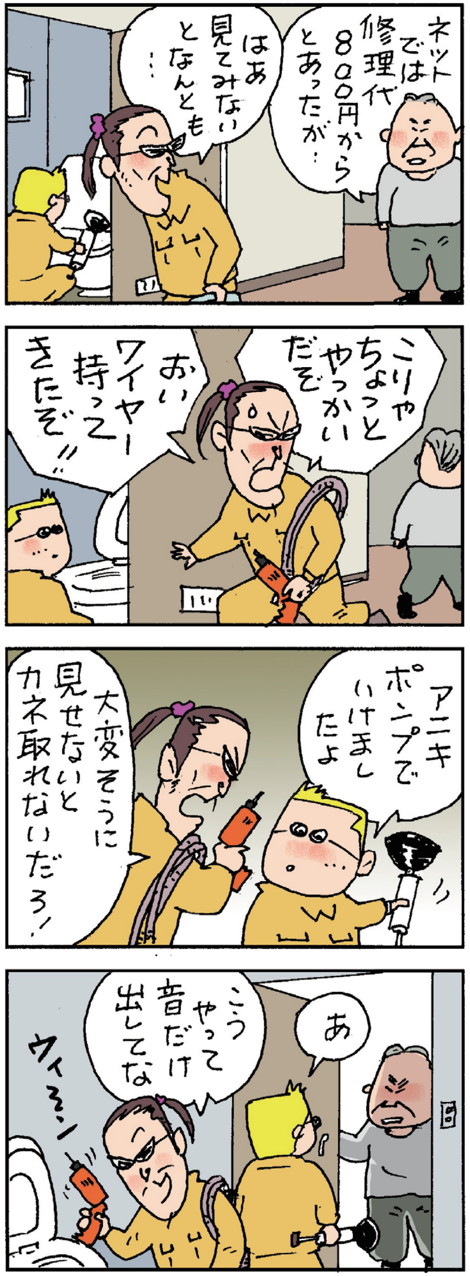

強引な買取はキッパリ断ろう！

POINT

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

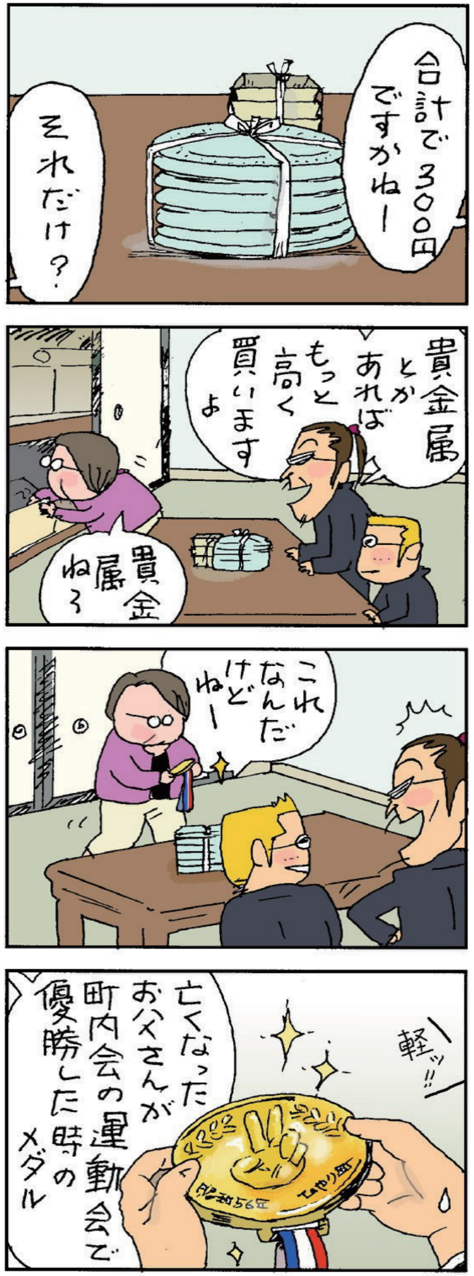

イラスト：佐藤正明